

3 | 高齢者

(1) 現状と課題

県の65歳以上人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)によると499,399人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、24.1%と全国平均(23.0%)を上回っています。

今後、人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進み、2020年(平成32年)に65歳以上人口のピーク、2030年(平成42年)には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。これに向けて、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて取り組むことが重要となります。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が今後増加し、2030年(平成42年)には全世帯に占める割合が約25%に達すると見込まれ、また、特別養護老人ホーム入所申込者の増加や介護現場を支える介護人材の不足といった重大な課題も生じています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通じてその擁護に努めてきましたが、新たな課題の発生や2006年(平成18年)4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果にもみられるように、「高齢者の人権問題」への関心度は30.1%と高く、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「経済的に自立が困難なこと」、「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるとしています。

このような調査結果を参考にした取り組みにより、高齢者の人権が守られ、安心して暮らせるよう、各種施策を総合的に展開していく必要があります。

(2) 施策の方向

住み慣れた地域で健康で長寿を楽しみながら、地域の人々と共に生きがいを持って、安心して暮らせる高齢社会を県民と力を合わせて実現することを基本目標とする「岐阜県高齢者安心計画」に基づき、「予防」、「介護」、「社会参加」の3つの施策を体系化し推進するとともに、それらを展開するために必要な環境づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、高齢者一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 予防施策

・健康・生きがい対策の推進

高齢者の寝たきりを予防し、健康で生きがいを持って安心した日々を送ることができるよう、生きがい・健康づくりの推進、寝たきり予防の推進を図ります。

また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団の派遣や老人クラブが開催する

軽スポーツ大会への支援など、健康・生きがいづくりを推進します。

さらに、バリアフリー*住宅の普及及び手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を促進します。

2) 介護施策

・介護人材の確保

介護を必要とする全ての方が安心してサービスを受けることができるよう、岐阜県福祉人材総合対策センターを中心に、①新たな介護人材の発掘、②介護人材の定着支援の2本柱で介護人材の確保に取り組みます。

・介護保険制度の円滑な実施の支援

高齢者の心身の機能が低下し、介護や支援を要する状態や認知症になっても、高齢者の意思が最大限に尊重され、尊厳を保持しつつ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、生活支援サービスが連携して要介護者等へ一体的にサービスを提供すること）の構築を目指すとともに、適正な施設の整備を推進します。

また、認知症高齢者の支援として平成23年5月に設置した認知症疾患医療センターを中心に、認知症を早期発見・早期診断し、適切な治療につなげることができる体制の整備を図るとともに、認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解や相談体制の整備を図ります。

さらに、県民が安心して利用できるサービスを確保するために、介護サービスの第三者評価や情報の公表を推進するとともに、人材養成研修の実施・支援による人材の確保・育成、事業者指導、苦情処理体制の確保、身体拘束ゼロの推進などを通じたサービスの質の向上、低所得者対策等を推進します。

3) 社会参加施策

・就業や社会参加の促進

高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、さまざまな分野で活躍できるよう、シルバー人材センターなどへの支援や、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

4) 施策展開の環境づくり

・高齢者の権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、啓発を行うとともに、高齢者虐待に対する適切な対応を推進します。

また、ひとり暮らしの高齢者等で判断能力の低下している人に対し、成年後見制度*や日常生活自立支援事業などにより、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう

支援します。

・高齢社会に関する普及・啓発

高齢化問題を県民一人ひとりが自分の問題として考え、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するため、高齢社会についての県民の関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるべく、普及・啓発を推進します。

・相談・情報提供体制の整備

高齢者をはじめ、障がいのある方、家族等が抱える福祉、医療、生活についての悩み、相談に対し、適切かつ迅速に対処するための相談・情報提供体制の整備を図ります。

・福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン[※]（万人向け設計）」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通じた安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

